

# 申請の手引き

(申請要領)

平成30年4月4日

一般財団法人 ボーケン品質評価機構

## 1. 申請時に必要な書類

ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価申請に際しましては、当機構が定めるホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価業務方法書により、以下の書類が必要になります。

- (1) 性能評価申請書
- (2) 材料説明及び構成材料の仕様書（材料の製造日、製造工程の概要、構成（組成）断面図等）
- (3) 申請仕様範囲の説明
- (4) 施工方法（施工手順、施工図等）
- (5) 申請会社等の概要
- (6) 試験体に関する調書（JIS外品、又はJAS外品であることが確認できる資料、試験体の抜取日等）
- (7) 性能を有することを立証する試験報告書（ある場合のみ）

参考： 根拠法令と評価基準

根拠法令	区分	性能基準 夏季ホルムアルデヒド発散速度：H (単位：mg/m <sup>2</sup> ・h)	参考
			告示（例示仕様）
令第20条の7第2項	第2種ホルムアルデヒド発散建築材料とみなす建築材料	0.02 < H ≤ 0.12	平成14年国土交通省告示第1114号
令第20条の7第3項	第3種ホルムアルデヒド発散建築材料とみなす建築材料	0.005 < H ≤ 0.02	平成14年国土交通省告示第1115号
令第20条の7第4項	令第20条の7第4項に該当する建築材料	H ≤ 0.005	平成14年国土交通省告示第1113号（対象品目の内該当しないもの）

申請に要する書類は、別添の申請資料の様式に基づいて作成してください。また、申請資料様式はインターネットホームページにて公表しています。

(<https://www.boken.or.jp/>)

## 2. 性能評価の手順

性能評価の申請から発行までの流れは以下のとおりになります。

### ① 事前相談・申請

申請に際し、当機構担当者と申請範囲及び試験実施について充分打ち合わせを行ってください。

申請資料は、別添の申請資料の様式を参考にしてください。

申請は、郵送・持参いずれでも結構です。申請書類の整備を確認の上申請の承諾（受理）手続きを行います。また、性能評価は性能評価業務約款（インターネットホームページにて公表しています。<https://www.boken.or.jp/>）に基づきますので、あらかじめご確認ください。

## ②試験体の搬入

申請後、試験担当者との打ち合わせに基づき、試験体を搬入していただきます。この際、別に定める様式の試験体に関する調書を試験体に添付してください。

## ③性能評価手数料の請求

性能評価試験を行い、合格したものについて請求書を発行します。性能評価手数料は、下記のとおりです。不合格の案件につきまして性能評価手数料の請求は行いませんが、試験に要した実費を別途いただくことになります。

性能評価手数料：40万円/件（消費税非課税、性能評価試験料金を含みます）

## ④審査及び性能評価書の発行

性能評価は、当機構が定める「ホルムアルデヒド発散建築材料の性能評価業務方法書」の基準により行います。その概要は、放散量を確認する試験結果に基づき、申請された材料が申請区分に係わる判断基準を満足するか否かを確認し、申請内容、及び申請範囲が所定の性能を有することを審査し、性能評価書を発行するものです。

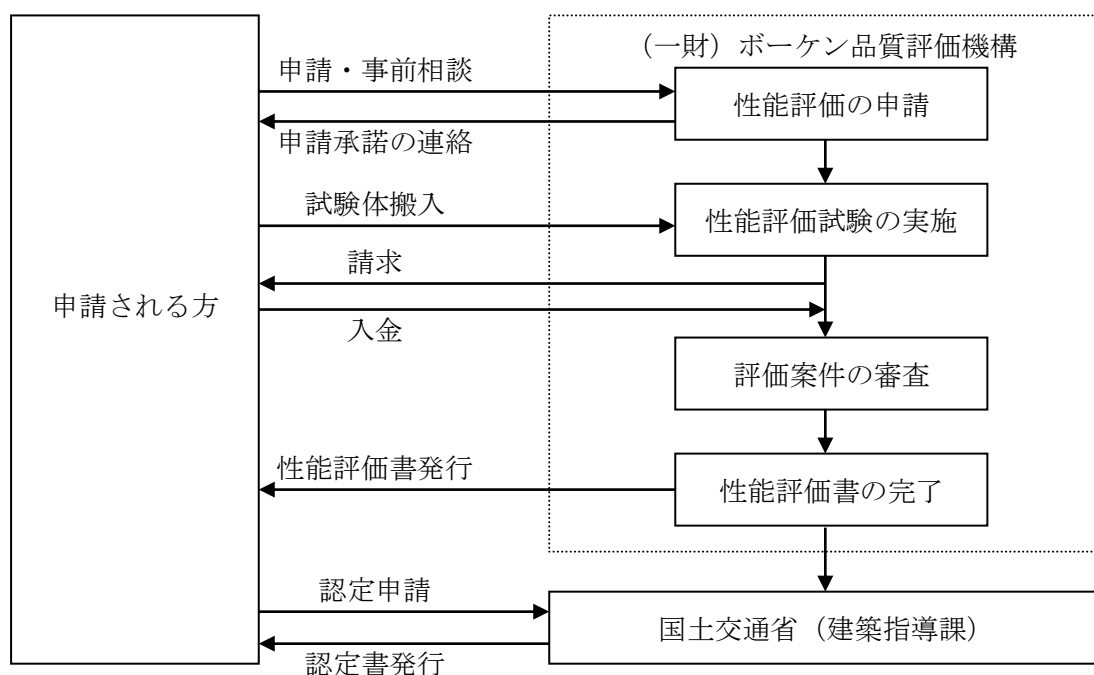
性能評価試験に合格したものは、2ヶ月を目安に性能評価書を発行します。

## ⑤大臣認定の申請及び代行手続き

国土交通大臣の認定申請を行うためには、建築基準法施行規則別記第50号の11様式による「構造方法等の認定申請書」により行います。

なお、法定申請手数料として2万円（建築基準法施行規則第11条の2の3第1号ただし書き）が必要になります。

国土交通大臣の認定申請につきましては、ご希望により申請のお手伝いをしております。詳細につきましては、大阪事業所までお問い合わせください。



## 3. 当該性能評価事業のお問い合わせ先

一般財団法人ボーケン品質評価機構 大阪事業所

TEL : 06-6577-0031 FAX : 06-6577-0033